

SuMPO環境ラベルプログラム 意見公募結果報告書

報告日	2025年 4月 4日				
意見公募実施期間	2025年 2月 14日 ～ 2025年 3月 14日				
PCR原案受付番号	PDE-234				
製品の属する分類	建材及び建設製品 (Core-PCR) 【第2版】				
意見番号	PCR項番	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する対応結果
1	全体	全体	12ページ×2箇所、 14ページ×1か所、 51ページ×1か所、 59ページ×1か所 修正前の「交換」の用語が残っているため、 「更新」に要修正。	修正漏れ	修正。
2	全体	全体	一般的に"Shall"の要求事項となっているが、ケースバイケースで"Can"の要求事項も考慮頂きたい。	全てがやらなければいけないこととなると、算定の複雑さや負荷に繋がる。必須とすべき部分と、推奨とすべき部分の棲み分けが必要と考えるため	ISOの"shall"を満たさないものはISO準拠にならない。 既にISOのshall事項は「～しなければならない」と表記され、should事項は「～すべき」と書き分けているため修正不可。
3	全体	全体	既にあるSuMPOプログラムのPCR、これに基づくEPDは引き続き有効か。また有効期限が到来して同じ内容で更新はできるか。	既にあるPCR、EPDとの関係を確認したいため。	既存EPDは有効期限内で有効。EPDの有効期限切れに伴う更新には、その時点での最新版PCRを用いた再検証が必要。
4	全体	1ページ、9ページ 対象製品名称、対象製品範囲『建材』	「建材」の製品範囲は「建築物・土木構造物のライフサイクルにおいて使用される物品およびサービス」とあるが、この原則論的な定義だけでは判断に迷うため、国土交通省の公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(電気設備工事編)(機械設備工事編)の巻末の引用JAS/JIS一覧などを参考に具体的に例示したほうが良い。	—	本PCRは国外製造品、輸出製品等も対象としているため、対象製品範囲等において日本国限定の例示記載は控えている。今後必要があれば、改訂もしくは補足文書等の作成を検討。
5	全体	1ページ、9ページ 対象製品名称、対象製品範囲『建材』	この定義では、同一製品であっても、建材とその他用途製品と用途に応じて、重複してEPDを取得する必要が生じる。 建材Core-PCRに準拠していれば、建築・土木以外の用途の製品であっても適用可能であることを明記されたい。	現状PCRは、例えば鉄製品について「建設用鉄鋼製品」「鉄鋼製品建設用除く」とほぼ同内容のPCRが重複しており、合理化を諮るべきと考えます。	該当製品が対象製品範囲に含まれば本PCRの適用範囲（その他の用途有無に関わらず）であるため、現版での明記は不要と判断。建築・建設分野及びその他の分野でのPCRの棲み分けは、国外EPDプログラムと整合する形をとっている。今後の合理化は、引き続き検討。
6	2.4	同製品群を対象とする既存PCR	他国のEPDプログラムオペレーターでは同様なPCRが既に存在しているが「事前調査の結果、日本国向けのPCRは特定されなかった。」とある。一方で、3.1 PCR対象製品での地理的適用範囲は全世界 (Global) となっており、分かりづらい印象を受ける。	本PCRは日本国市場向けのみではないとの認識だが、事業者にとってはISO14029の概念も踏まえ、国際調和を目指したPCR策定により、単一化された算定ルールでの算定を推進したいため。	当該箇所を以下の文章に修正。 「事前調査の結果、日本国内の実状を反映させた、日本の事業者が実質的に利用可能なPCRは特定されなかった」 なお、本PCRはISO21930:2017及びEN15804 +A2準拠のPCRとして国際調和の取れたPCRとなっている。

7	3.1	PCR対象製品	「建設製品」との新たな用語よりも、「建築物」と「土木構造物」としたほうが良い。	「建設製品」は判りにくく、誤解を招く。 既往PCRである「建築物」との関係も明確となる。	対象製品範囲にて建設製品を定義しており誤解は生じないと考える。修正不要。
8	3.2	Core-PCR及びSub-PCR	該当するカテゴリのSub-PCRがある場合は、Sub-PCRを参照するという記載が必要ではないか。	Sub-PCRが存在しても、その採用が必須とは読めない記載であるため、適用したEPDと適用しないEPDが混在する可能性がある。	GPIに記載済みの内容のため修正不要。読みやすさの改善のため、以下の文章を追記。 「なお、EPD取得には必ずしもSub-PCRは必要とせず、該当するSub-PCRが存在しない場合には、Core-PCRを用いたEPD取得が可能である。一方、比較可能性追求の観点においては、データ収集項目やシナリオ等がより具体的に明記されていることが望ましく、EPD取得の際、該当するSub-PCRが存在する場合には必ずSub-PCRを用いなければならない。」
9	4.2	基準使用年数	「関連する製品規格がRSLに関するガイダンスを提供している場合、そのガイダンスが優先されなければならない。」とあるが、ここで言う関連する製品規格は例えばJISのみとするのか、あるいは海外の製品規格も含めて対象とするのか。	原則は対象市場の製品規格を参照することが望ましいと考えるが、グローバル市場を対象とした場合、国により製品規格上でのRSLが異なるケースがあり、判断に迷うため。	国内市場向け製品であればJIS等を用いることができる。グローバル向け製品であれば該当する市場で有効な製品規格を用いる。修正不要。
10	4.2	基準使用年数	改定前のPCRに記載のあった「減価償却の法定耐用年数等により設定する」という文言を残していただけないでしょうか？ (認定 PCR 番号:PA-240000-BP-01)	—	RSL及び耐用年数の設定方法について、以下を追記し対応。 「これらは、製品仕様書、あるいは関連法規等で定められた寿命や保守・交換期間、または減価償却の法定耐用年数等から設定することが出来る。」
11	4.4.3 4.4.4	対象プロセス データ収集項目	以下内容を追加する。 冷媒漏洩によるGHG排出量内訳については、以下のモジュールにおいて計上する。 製造時漏洩（新築）A3 製造 施工時漏洩（新築）A5 施工 使用時漏洩 B1 使用 廃棄時漏洩（解体）C1 解体・撤去 製造時漏洩（更新）B4 更新 施工時漏洩（更新）B4 更新 廃棄時漏洩（更新）B4 更新	冷媒漏洩については、建築物のホールライフカーボンの2割近くを占める事例もあるために、計上するモジュールを例示したほうが良い。	本PCRはいかなる建材及び建設製品（建築物及び土木構造物）を対象とする汎用的なPCR。必要に応じてSub-PCRに記載。
12	4.4.1	対象範囲	Cradle-to-Gateに記載されている「製品」は「製造」ではないでしょうか？	4.4.2 対象ライフサイクル段階において、A3は「製造」となっております。	「製造」に修正。
13	4.4.3.1	資材製造段階	A2,A3のモジュール名はPCR全体を通して統一しないのでしょうか？ ◎4.4.3.1 【A2】 原材料の工場までの輸送 【A3】 製品の製造 ◎4.4.2 【A2】 工場への輸送 【A3】 製造	—	モジュール名を統一して修正。

14	4.4.3.4 4.7.1	解体段階 ライフサイクル全体に共通する シナリオ	国平均など複数の廃棄オプションを混合した廃棄シナリオ（例：焼却80%、埋立5%、リサイクル15%）を使用する場合には、各廃棄オプションを100%とした場合の廃棄シナリオを合わせて開示しなければならない（例：焼却100%、埋立100%、リサイクル100%で3つ算出を行う）とあるが、ここはどれが一番保守的であるかを示すためか？ EN15804には見られない要求事項であり、これを算定する目的をご教示頂きたい。 また可能な限り本要求は推奨とするか、削除頂きたい。	本算定の目的が不明確であるが、必須となると事業者の算定負荷が増大するため。	本項目はISO21930：2017で要求事項（対応必須事項）であり削除不可。 読みやすさの改善のため、以下、下線部分を追記。 「国全体の平均など複数の廃棄オプションを混合した廃棄シナリオ（例：焼却80%、埋立5%、リサイクル15%）を使用する場合には、 <u>情報の受け手が実態に合わせた評価ができるように、各廃棄オプションを100%とした場合の廃棄シナリオを合わせて開示しなければならない</u> （例：焼却100%、埋立100%、リサイクル100%で3つ算出を行う）。エネルギー回収は既存の技術と現在の慣行に基づかなければならない。」
15	4.4.4	データ収集項目 備考※1(複数箇所)	「なお、燃料法及びトンキロ法の場合、輸送距離は原則特定する必要がある。」との記載の「燃料法」は「燃費法」の間違いでは？	—	指摘の通り修正。
16	4.5	4.5カットオフ基準	ISO2017年度版では1%と聞けるが、これとの関係はどのように考えればよいか。	ISOとの関係を確認したいため。	ISO21930:2017に基づき、各ライフサイクル影響評価領域への影響が大きいプロセスは、単位プロセスあたりカットオフ基準を1%とし、各モジュール（A1、A2、A3、A4、A5、B1-B5、B6-B7、C1-C4、D）におけるカットオフ基準は5%と整理。
17	4.6.1	共製品へのアロケーション	「なお、対象製品と共製品間の経済価値の差異が大きい場合は経済価値アロケーションを選択しなければならない。経済価値の差が25%を超える場合は、経済価値の差異が大きいとみなす。」とあるが、当該記載を要求事項にするのは不適切。「EN 15804に準拠する場合は」という枕詞を付した上で、Annexに移動すべき。	EN15804はEU内のローカルな規格であり、ISO 21930の規定が優先されるべき。EN 15804に固有の規定は"EN 15804に準拠する場合は"と前提を付けた上で、本文ではなくinformativeなAnnexに移動すべき。また、経済価値とは価格と判断されるところ、25%程度の価格変動は通常に起こりうるものであり、価格変動の度にアロケーション方法を変えることは、現実的ではなく、要求事項にするのは適切ではない。 ※共製品の環境負荷がアロケーション方法によって大きく変動する場合、他の原材料への転換を招く可能性があり、共製品の利用促進を阻害する恐れがある。	「25%」はEN15804+A2に準拠する場合のみに修正。「25%」の記載は本文から注釈に移動。 なお、共製品との経済価値の差異が大きい場合に経済価値アロケーションが優先される原則はISO/ENに関わらず共通であるため、「対象製品と共製品間の経済価値の差異が大きい場合は経済価値アロケーションを選択することが望ましい。」として記載を残す。
18	4.6.2	廃棄物に係る取り扱い	該当原案では「・・・計上した当該プロセス(廃棄物の焼却等)を差し引いた算定結果を追加情報として開示できる」とあり、ISO19694-3で規定する「ネット排出量」を開示できることは廃棄物の有効活用を推進する産業として歓迎する。	廃棄物の有効利用の観点から、その効果を示し、単純焼却による排出量を削減して社会全体では削減に貢献していることへのアピールにネット排出量は有用であり、その開示が明確化されていることは有益と考えます。 参考文献 ISO 19694-3「Stationary source emissions — Determination of greenhouse gas emissions in energy-intensive industries Part 3: Cement industry」	修正不要。
19	4.7.2.2	生物由来炭素（Biogenic carbon）の取り扱い	ISO21930：2017に準拠しないアプローチについて、容認する記載は避けた方が良いのでは。	本PCRでは、ISO21930：2017に準拠することが前提と考えるため。	修正不要。本PCRの前提はISO21930:2017準拠。一方、ISO21930:2017準拠のEPD取得にはAIST-IDEA v3.4の使用が必要となり、日本国内にはAIST-IDEA v3.4を未購入な事業者が一定数いることを考慮しISO21930:2007対応も可とする。

20	4.7.2.5	中性化	表題の「中性化」は「コンクリート(製品)の中性化」もしくは「セメント系建材および建設製品の中性化」がより正確と考える。	本PCR(案)の名称が「建材及び建設製品」の上で、単に「中性化」と明示することには違和感がある。ここで定義する中性化は「コンクリートの中性化」もしくは「セメント系建材及び建設製品」であり、鋼製品は対象には含まれない。よって、中性化の対象を明示するのが望ましいと考えます。	ISO21930の本文でコンクリート、セメント系建材に限定する旨の明記がない。例としてコンクリートを追記し、修正。
21	4.7.2.5	中性化	上記の意見と併せて、コンクリート(製品)の二酸化炭素吸収には、供用中に自然に進行するものと、エネルギー付加や二酸化炭素吸収性能を有する材料・手法の使用によって強制的に二酸化炭素を吸収するもの二通りがあり、Core-PCRの位置づけからすれば、本PCRに明確に区分して書くか、もしくはSub-PCRではそのように書くように明示するのが望ましいと考えます。	Core-PCRは各種製品のSub-PCRの上位におかれるものと考えことから、定義のようなものは明確に上位PCRにあるのが望ましいと考えます。また、二通りの定義を明示するのは、それぞれのバリューチェーンとステークホルダーは必ずしも一致しないと考えるからです。	ISO21930に記載の中性化(公開版PCRでは炭酸化)は、自然的な炭酸化を対象としているという解釈。以下の文言を追記。 「ここで言う炭酸化とは、自然的な炭酸化のみを対象としており、人為的な炭酸化に関する規定ではない。」
22	4.8.1	4.8.1 推奨二次データ	IDEAを推奨とするのは「対象製品が日本市場の場合は」とすることで、グローバルや他国市場のEPDは他のデータベースの使用そのものが正当な理由となると考えられるので、文章の見直しをお願いしたい。	「本PCRは、日本市場の特性を反映させたPCRであるため」の表記は、対象範囲のグローバルという点と相反する表記に見受けられるため	以下を追記し、日本市場向け製品においてはAIST-IDEAが推奨される内容に修正。 「本PCRで使用できるLCIデータは、SuMPO EPD GPI Annex. A.9に定めるようなデータでなければならず、日本においてはAIST-IDEAが該当する。」
23	4.10.1	単一製品EPD	「複数サイト：拠点で製造される場合」 ⇒「複数の異なる拠点で製造される場合」などの表現に修正頂きたい。	説明が漏れていると考えられるため	以下の通り修正。 「複数サイト：複数の異なる拠点で製造される場合」
24	4.10.1	単一製品EPD	「サイズ、色などが異なる場合は単一製品と見なすことは出来ない」とは、グループ製品EPDとして算定することになるのか	サイズ、色が異なるだけでEPDを分けると広く建材等にEPDが整備されることに繋がらないと懸念されるため	修正不要。PCRに記載の通り、宣言単位当たりの算定結果が同一の複数製品(色違いなど)については一製品のみの算定で申請可であり、グループ製品に該当する場合でも算定工数は増加せず、広い建材におけるEPD整備が可能。
25	4.10.1.1	複数サイトの単一製品EPD	拠点データを70%以上収集するとなっておりますが、以前はSuMPO様より50%以上の収集で良いと聞いておりました。 弊社のみで考えますと、70%以上になりますと、算定工数のみが増加してしまい、精度向上の効果が少ない為、以前の50%の条件を検討頂くことは可能でしょうか？	なし	50%に修正。
26	4.11	単位	・「分子量(mol)」が重複誤記 ・EN15804にある「kwh」も例外記載として認めて頂きたい。	集計単位としてkwhを使用してる事業者の単位換算の手間軽減や算定ミスを防ぐため。	kWhを追記。
27	4.13.2	淡水の消費	ISO14046に準拠するという文言を削除頂きたい。	ISO14046に準拠した計算はEN15804でも参照しておらず、算定における負荷を増やすこととなる。実際には検証時に妥当なデータの使用や考慮が為されているかを見ることで、ISO14046に準拠せずともデータの正当性は確保され、不要な負荷を回避できるのではないか。	ISO21930:2017での要求事項であり削除不可。算定ツール(MiLCA等)で算定負荷低減可能。

28	4.15.2.1	規制された有害物質の含有	本要求は4.13.3.2同様「開示」しなければならないという理解で正しいか。	説明が漏れていると考えられるため	修正。
29	5.1	EPDの構造 データフォーマット	ISO22057に対応可能なEPDの構造となっているか。	将来的にはBIMによるLCA算定が行われることが想定されるため。	ISO22057対応は検討中。将来的に対応していく方針。
30	5.3	基本情報	EPDの内容に関する記述「EPDに記載の情報及びEPDに記載の情報に関する環境主張についての一切の責任はEPD取得事業者が持ちます。」 このような文言をEPD取得事業者に対し、EPDそのものに記載するように強制する意図がわかりません。 この記述の削除を要望します。	EPDの作成はSuMPO事務局作成のPCRに準拠し、EPDの公開はSuMPO事務局の管理監督の下で行われています。 一切の責任がEPD取得事業者にあるとは考えられませんが、EPD取得事業者に対しEPDへの記載を強制する右記の文言は受け入れることが出来ません。 なぜこのような文言をEPDに含めなければならないとPCRで定める必要があるのか、理由があるのであればお聞かせください。 GPIに記載があるのは存じておりますが、要求レベルが明らかに異なります。	EPD上に記載される環境主張に対する一般的な免責事項。ISO21930にも記載されているため削除不可。EPDプログラム運営者の役割・責任についてはGPIを参照。
31	5.5	EPDの表示項目	建材の分類名（例として公共工事標準仕様書の製品分類）もあると使用者目線で助かるのではないか。	今後増えていく建材をユーザーがHP検索システム上で検索する際に、建材に詳しくなくてもアプローチが容易になる、EPD以外のデータとの対照が容易になるのではないか。	今後、必要性について検討。
32	5.8.1	ライフサイクル影響評価結果	「Annex. Dに記載の表14bに従って開示」は、ISO21930：2017に準拠しないので、記載しない方が良いのでは。	本PCRでは、ISO21930：2017に準拠することが前提と考えるため。	意見番号19の回答を参照。
33	5.8.2	ライフサイクルインベントリ分析関連情報	「Annex. Dに記載の表14bに従って開示」は、ISO21930：2017に準拠しないので、記載しない方が良いのでは。	本PCRでは、ISO21930：2017に準拠することが前提と考えるため。	意見番号19の回答を参照。
34	5.8.3	廃棄物関連情報	「Annex. Dに記載の表16bに従って開示」は、ISO21930：2017に準拠しないので、記載しない方が良いのでは。	本PCRでは、ISO21930：2017に準拠することが前提と考えるため。	意見番号19の回答を参照。
35	5.8.4	出力フローに関する環境情報	「なお、表17での開示が不可能な場合には、開示21930:2017及びEN15804+A2に準拠しない。」の赤字部分は誤記。	誤記と思われるため、ご連絡させていただきます。	修正。
36	5.9.2.1	規制対象となる有害物質	該当する物質をEPDで開示しなければならないという記述について、他の対象製品のPCRにも影響する可能性があるため、この記述の削除を希望します。	我々が製造している製品の場合、部品アセンブリを主としています。この場合、部品のサプライヤー様から部品・材料の含有物質に関する情報を提供いただいておりますが、機密保持の項目にこの内容を公表することはないとしており、EPDで開示することは出来ないと考えております。 本PCRで対象としている建材および建設製品の場合は事業者自身で製造・販売するためこの対応が可能ということであれば特に問題ありません。	本PCRは建築分野のPCRであり他の分野に影響しないため修正不要。

37	5.9.2.1	規制対象となる有害物質	日本国内においては、「化学物質排出把握管理促進法（化管法）」のみで、同様な通知義務のある「労安法」がないのはなぜか。	開示義務のある物質を対象とするならば「労安法」も対象としないと整合が取れないと考えられるため（また、「化審法」の取り扱いも言及する必要があるのではと考える）	詳細はSub-PCRにて規定することとし、本PCR（Core-PCR）においては、「少なくとも」を追記することで化管法以外も対象とできるよう修正。
38	5.9.2.1	規制対象となる有害物質	多くの建材は成形品であり、「化管法」の対象外となるため、「化学品の場合」、「成形品の場合」などの補足を頂けるとありがたい。	日本の場合、化管法が対象であれば法的根拠に基づく建材等で使用される「化学品」のみが該当し、「成形品」中の化学物質は該当しないこととなる。欧州のSVHCとは異なる運用となるため、この辺りの明確化をする必要があると考えられる。	意見番号37の回答を参照。
39	6.1	比較可能性	比較の条件に、「同じ原単位を使用していること」を追記してはどうか。	弊社は過去にエコリーフを取得しており、同じ製品でEUのエコインベントを主な原単位とするEPD Hubを取得した。同じ製品であっても、計算の項目によっては原単位が倍以上異なり、最終的なCO2排出量も倍以上の結果であった。企業がグローバル化し、SuMPO EPD以外のEPDを取得する企業が増えている中において、SuMPO EPDと他のEPDを容易に比較できないことをしっかりと周知すべきである。SuMPO EPDと他のEPDのライフサイクル影響評価結果の数値のみの比較が跋扈することを危惧する。	以下の文言を追記。 「同じLCIデータベース、特性化モデルを使用していること」
40	AnnexB	Annex.B輸送シナリオ	1次データが得られない場合でも、通常想定される輸送距離に関する情報がある場合は、本項目に示された距離を使わずに別な距離を設定することはできるか	本項目に示された距離等のみを使用するとあまりにも過大な距離を設定する等の場合が想定され、実情に応じた設定が可能なか確認したいため。	一次データと見なすことの出来るデータ（通常想定される輸送距離等）を用いて申請する。